

京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年3月29日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第15号

京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を次のように改正する。

第10条第5項に次の2項を加える。

6 年次休暇は職員があらかじめ請求する時期に取得させる。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合には、他の時季に取得させることができる。

7 第1項及び第5項の規定により、年次休暇が10日以上与えられた職員に対し、第2項の期間内に、当該職員の有する年次休暇日数のうち5日について、意見を聴取し、その意見を尊重したうえで、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、職員が第6項の規定による年次休暇を取得した場合の日数（当該日数が5日を超える場合には、5日とする。）分については、時季を指定することにより与えることを要しない。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)